

文京区一般任期付職員 (福祉【児童福祉司】・福祉【児童指導員】) 募集案内

令和 4 年 9 月 1 5 日
文 京 区

- 申込受付期間 令和 4 年 9 月 1 5 日 (木) ~ 令和 4 年 1 0 月 1 4 日 (金)
- 申込受付方法 郵送及び持参 (郵送は期間内必着)

今回の選考における任期付職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号)第 3 条第 2 項の規定により、専門的な知識経験が必要とされる業務に、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。

勤務条件(勤務時間、休暇、服務等)については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様です。ただし、一部に例外があります。

1 職種、職務内容及び採用予定数等

募集する職	職務の級	採用 予定数	主な職務内容
福祉 (児童福祉司)	係長級	1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもや保護者に対する相談、支援、指導等 ※ 児童相談所開設前は、子ども家庭支援センターでの実務、児童相談所設置準備を担当します。 児童相談所開設後は、原則として、指導教育担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)として、児童福祉司及びその他相談担当職員に対する、専門的見地から職務遂行に必要な技術についての教育、訓練、指導、育成等とともに、系の運営を担当します。
福祉 (児童指導員)	係長級	1 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護している子どもの生活指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等 ※ 児童相談所開設前、児童相談所(主に一時保護所)開設準備を担当します。 児童相談所(一時保護所)開設後は、原則として、一時保護係長として、児童指導員及びその他職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術についての教育、訓練、指導等とともに、系の運営を担当します。

2 受験資格

職名	受験資格
<p style="text-align: center;">福祉 (児童福祉司)</p>	<p>【係長級】</p> <p>国籍（※1）を問わず、次の①から⑥までの要件を全て満たす者</p> <p>① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項に規定する児童福祉司の任用資格を有すること。</p> <p>② 社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有すること又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けていること。</p> <p>③ 民間企業、地方自治体等における業務従事歴（※2）を12年以上有し、そのうち、児童相談所における児童福祉司としての業務従事歴（※2）を7年以上有すること。【係長級又は同程度の業務経験を有すること】</p> <p>④ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>⑤ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていないこと（心神耗弱を原因とするもの以外）。</p> <p>⑥ 現に文京区の常勤職員（任期付職員を除く。）でないこと。</p>
<p style="text-align: center;">福祉 (児童指導員)</p>	<p>【係長級】</p> <p>国籍（※1）を問わず、次の①から⑤までの要件を全て満たす者</p> <p>① 社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有すること又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けていること。</p> <p>② 民間企業、地方自治体等における業務従事歴（※2）を10年以上有し、そのうち、児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における業務従事歴（※2）を7年以上有すること。【係長級又は同程度の業務経験を有すること】</p> <p>③ 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていないこと（心神耗弱を原因とするもの以外）。</p> <p>⑤ 現に文京区の常勤職員（任期付職員を除く。）でないこと。</p>

（※1） 日本国籍以外の方は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。

（※2） 週29時間以上従事した経験を対象とします。

3 任期

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

4 主な勤務場所

文京区役所及び（仮称）文京区児童相談所（令和7年度開設予定）

5 選考内容

（1）第一次選考

選考方法	書類選考	申込時にご提出いただく申込書及び職務経歴書により、書類選考を行います。
合格発表	令和4年10月下旬以降（予定） ※ 合否にかかわらず、申込者全員に結果通知を郵送します。	

（2）第二次選考

第一次選考合格者を対象に実施します。

選考方法	面接
実施日	令和4年11月上旬以降（予定）
場 所	文京区役所（予定）
合格発表	令和4年11月中旬以降（予定）

◆ 詳細は、第一次選考合格発表に併せて通知します。

（3）採用候補者発表

第一次選考及び第二次選考の結果を総合的に判断し、採用候補者を決定します。

採用候補者発表	令和4年12月中旬（予定） （合否にかかわらず、第二次選考合格者全員に通知します。）
---------	---

◆ 最終合格者の決定は、特別区人事委員会による承認を経てからとなります。

6 申込手続

	郵送	持参
申込方法	封筒表面に「一般任期付採用選考申込書在中」と赤字で明記し、 <u>簡易書留により郵送してください。</u> 簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。	下記申込先の窓口にて、申し込んでください。
申込期間	令和4年9月15日（木）から 令和4年10月14日（金）まで	令和4年9月15日（木）から 令和4年10月14日（金）まで
	期間内到着分のみ受付【必着】	午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
申込先	文京区総務部職員課人事係（文京シビックセンター17階） 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
応募書類	① 採用選考申込書 ② 職務経歴書	

7 勤務条件等

- (1) 給与 給与は、文京区職員の給与に関する条例及び文京区的一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき支給します。

【例示】50歳（係長級）の場合 給料月額約39万円（年収 約780万円）

- ・ 年収には、地域手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。
- ・ その他条例の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。
- ・ 昇給は、原則として、年1回行われます。

- (2) 勤務日(※3) 原則として、月曜日から金曜日まで

- (3) 勤務時間(※3) 原則として、午前8時30分から午後5時15分まで（1日7時間45分、週38時間45分）

(※3)児童相談所開設後は、設置に当たって別途定める勤務条件となります。

- (4) 休暇等 年間20日（4月採用の場合は15日）の年次有給休暇のほか、夏季休暇、慶弔休暇等が設けられています。

- (5) 服 務 任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用になりますので、現在、民間企業や地方公共団体等に勤務している場合は、採用前に退職していただく必要があります。ただし、任期満了後に同じ民間企業等に再就職することについての制限はありません。

8 個人情報の取扱いについて

個人情報については、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）に基づき適切に管理しています。文京区では提出された書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、第三者には提供いたしません。

また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄しています。

9 問合せ先

○ 職務内容等に関すること

子ども家庭部子ども家庭支援センター児童相談所準備担当（文京シビックセンター5階）
電話（直通）：03（5803）1914

○ 採用に関すること

総務部職員課人事係（文京シビックセンター17階）
電話（直通）：03（5803）1144

10 区役所案内図

文京区役所（文京シビックセンター） 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21



《交通》

- ◆東京メトロ 丸ノ内線・南北線
「後樂園」駅
5番出口直結・3番出口徒歩1分
- ◆都営地下鉄 三田線・大江戸線
「春日」駅
文京シビックセンター連絡口直結
- ◆JR 中央線
「水道橋」駅 徒歩9分